

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会（第14回） 議事概要（案）**

1 日 時

平成20年8月22日（金） 14時00分～15時00分

2 場 所

総務省 低層棟 1階共用会議室2

3 議 題

- (1) 前回議事概要（案）の確認
- (2) 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件の検討について
 - ①意見募集結果（案）
 - ②要求条件（案）
- (3) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

伊東主査（東京理科大学）、都竹主査代理（名城大学）、相澤（国立情報学研究所）、伊丹（東京理科大学）、甲藤（早稲田大学）、小林（矢崎総業）、佐藤（東京工科大学）、野田（日本ケーブルラボ）
【事務局】久保田、奥、古川（総務省）

5 配付資料

- 資料14-1 放送システム委員会（第13回）議事概要（案）
 - 資料14-2 意見募集結果（案）
 - 資料14-3 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）
 - 資料14-4 方式公募にあたっての前提条件（案）
 - 資料14-5 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）に対する意見の募集（報道資料案）
- 参考資料1 要求条件（案）検討用資料に対するご意見

6 議事概要

配付資料の確認を行った後、以下の審議を行った。

(1) 前回議事概要（案）の確認

放送システム委員会（第13回）議事概要（案）が了承された。

(2) 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件の検討について

資料14-2に基づき、携帯端末向けマルチメディア放送方式に係る意見募集の結果について、事務局から報告があった。また、資料14-3、14-4に基づき、携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）及び方式公募にあつての前提条件（案）について、伊丹委員から報告があった。報告に対する質疑応答は以下の通り。

- 資料14-3の「1 システム」、「使用周波数」、「③」において、「空き周波数を使用する」とあるが、これは周波数割当を含む考え方になっているので、新型コミュニティ放送については、使用帯域だけを記載すればよいのではないか。（野田委員）

→周波数割当そのものは当委員会の審議事項ではないとのご指摘どおり、帯域だけを記載するという事で問題はないと思料。（伊東主査）

（異議なし）

- 資料14-3、「4 受信機への対応」、「②」において、「受信機の操作に配慮した」とあるが、意見募集の結果でも情報バリアフリーへの要望があり、こうした考慮がなされていることを明確にするためにも、「操作」に限る必要はないのではないか。（伊東主査）

→作業班での議論に基づいて説明すると、受信機側への要求条件は、送信側の技術的対応という意味であり、受信側での操作をアシストするための技術が送信側に盛り込まれているということの意味している。「操作」を削除するとより広い意味合いでの条件となるため、「操作」に限定したものである。（伊丹委員）

→「操作」に限らず広く書いた方が、「操作」以外の技術的な対応も受け入れることができ、送信側にとってもメリットである。「受信機操作」に限定されていると、操作以外の部分で工夫がなされても、それがアピール出来なくなる。（伊東主査）

→「操作」のみに限定するべきではないと考える。現在のデジタル放送でも、文字情報や解説放送により、視聴覚障害者に対して端末操作以外の考慮・工夫がなされており、そのような技術的工夫も取り込めるよう、マルチメディア放送にも適用いただきたい。（野田委員）

→（「操作」に限定しないことについて異議なし。）

- インターネットの世界ではフィルタリングの必要性が強く求められているが、放送は公序良俗の観点により強く、作業班構成員から意見があったように、マルチメディア放送についてもペアレンタルロックのような青少年に配慮した機能を盛り込むべきではないか。実際にその機能を有効にするかどうかは、事業者判断に委ねられるが、技術的には要求条件としておくべきである。（伊東主査）

→作業班では、サービスの中で同様の機能を実現することも可能であるとの共通理解があったため要求条件としては特段記載しなくてよいとの判断になった。（伊丹委員）

→携帯端末向け放送サービスは、家族で見る宅内の固定テレビと違って、プライベートな視聴が可能となることから、青少年に対するフィルタリングに関しては十分な配慮が必要である。（小林委員）

→本件を盛り込む形で文言を修正後、照会させて頂きたい。（事務局）

（異議なし）

- 拡張性についての記載があるが、放送方式は数十年使うものであり、ソフトウェア無線等の技術も考慮し、どこまで拡張性を持たせるべきか、拡張性の範囲を記載するべきではないか。例えば、今の地デジの技術基準は平成11年に答申されたものであり、当時の最新技術を導入したが、今となっては古い技術となってしまった。（都竹委員）

→変復調方式の拡張については、ハードウェアの変更を伴うため、現実上拡張が難しい。今回の検討対象はマルチメディア放送なので、必ずしも映像・音声に限っておらず、今回とりまとめた要求条件では、従来とは別の形態でプログラマ的に対処する方法も提案可能となっている。（伊丹委員）

→例えば、映像符号化について言えば、現行方式(MPEG2)との親和性がある中では、H.264が最後ではないかと思料。（伊東主査）

上記の議論の後、修正については主査、事務局に一任されることが了承された。また、本日の議論以外に意見がある場合、8月25日（月）正午までに事務局あてに提出することの事務連絡があった。

(3) その他

事務局から以下の連絡事項があった。

- ・更なる意見の提出は、8/25（月）正午まで受け付け。
- ・技術的な要求条件（案）他の意見募集を来週中旬から約3週間実施予定。
- ・第15回放送システム委員会は、9月29日（月）を予定。

以上